

令和6年10月9日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政省令・告示の改正案に関する
意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年9月2日（月）から10月1日（火）までの期間において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政省令・告示の改正案に関する意見募集を行いました。

上記改正案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政省令・告示の改正案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※4の個人・団体から合計9件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※以下「今回の改正」とあるのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和6年法律第53号）並びにその施行に伴う政令、省令及び告示の改正（いずれも令和6年11月1日施行）を指しています。

※以下「法」とあるのは「建築基準法」（昭和25年法律第201号）を、「改正後の法」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う改正後の建築基準法を指しています。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1	今回の改正により、学校等の地域にとって重要な公共施設等を含めて指定確認検査機関が審査できるようになるのであれば、確認検査業務に携わる者（確認検査員等）の制限業種等について規定する準則等を改定する必要があるのではないか。	制限業種や業務の引受けに係る制限等については、指定確認検査機関指定準則等の改定を予定しております。 なお、当該改定案については、令和6年9月25日から10月24日までパブリックコメントを実施しているところです。 (参考 URL) https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240738&Mode=0
2	今回の改正によって、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築主となる建築物の計画を指定確認検査機関が審査する場合は考えられるが、建築主である自治体が特定行政庁として立場を利用して、圧力をかけることに	自治体が指定確認検査機関に対して特定行政庁としての立場を利用して圧力をかけることは、行政法上の権限濫用の禁止原則や平等・公正原則等に反する違法な行政活動にあたり、禁止さ

	より、指定確認検査機関の審査における公正性・公平性に支障をきたすということがないようにしてほしい。	<p>れています。</p> <p>なお、現状においても、構造計算適合性判定や建築物エネルギー消費性能適合性判定については、国等の建築物について特定行政庁や所管行政庁に代わって指定構造計算適合性判定機関等が業務を実施することが可能となっているところ、ご懸念のような問題は発生していません。</p>
3	改正後の法に基づく手続について、指定確認検査機関が国の機関の長等による計画通知を受けた場合においては、あらゆる建築物について、法第93条第1項に規定する消防長等の同意を求めるのではなく、同条第4項に規定する消防長等への通知をするよう求められることになるのか。	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>なお、改正後の法第18条第2項又は第4項に規定する計画通知を建築主事等又は指定確認検査機関が受けた場合における、法第93条第4項の規定に基づく消防長等への通知の取扱いを明確化するべく、今後技術的助言を発出する予定です。</p>
4	今回の改正により、指定確認検査機関において計画通知の審査・検査業務を行うにあたり、確認検査業務規程の改正は必要となるのか。	ご認識のとおりです。
5	今回の改正により、建築確認と同様に計画通知においても指定確認検査機関が審査できることとなり、2つの制度の差異があまりないため、計画通知制度を廃止し、建築確認制度と統合してもよいのではないか。	<p>一定の建築等をしようとする建築物の建築主が国の機関の長等である場合、国等が建築行政を執行する機関であること等の特殊性を踏まえ、民間の建築物と同等に取り扱うことはできないものとして、法第6条第1項等に規定する確認申請等の手続とは別の取扱いを定めているところです。</p> <p>今回の改正によっても、国等の建築行政を執行する機関としての特殊性に変わり無く、引き続き民間の建築物とは取扱いを異ならせる必要があるため、ご指摘のような計画通知の建築確認への一本化は考えておりません。</p>